

平 3 0 福 監 第 7 7 3 号

平成 3 1 年 1 月 9 日

社会福祉法人 代表者各位

秋田市福祉保健部 監査指導室長

(公印省略)

社会福祉法人の定款変更等があった場合の公表について (お願い)

初春の候 皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、平成 2 9 年 4 月 1 日の社会福祉法 (以下「法」という。) の改正に伴い、社会福祉法人としての公表の範囲が拡大されました。この中には定款も含まれており、全法人が平成 2 9 年 4 月 1 日から施行した定款を各自のホームページで公表しておりますが、その後に定款を変更した法人については、変更前の定款をそのままホームページに掲載している事例が散見されております。定款の公表については、法第 5 9 条の 2 第 1 項第 1 号で、変更後、遅滞なく公表することが規定されており、国からの指導監査のガイドラインでも、直近の定款が公表されていない場合には、文書指摘の対象となっております。

平成 2 9 年 4 月 2 日以降に定款を変更した法人で、ホームページでの公表を行っていない場合、また同様に、役員等への報酬の支給基準を変更しても公表がされていない場合は、速やかに変更後の定款や報酬規程等の公表をお願いいたします。

広く情報を公開することを国では義務づけております。ホームページで、定款や役員名簿、財務諸表等についての「情報」が検索しづらい、または見つけにくい構成になっている法人につきましては、情報を検索しやすいように、再度、ホームページのトップページを見直すなどの検討をお願いいたします。

担当 秋田市福祉保健部

監査指導室

電話 8 8 8 - 5 6 7 6

FAX 8 8 8 - 5 6 7 7

## 公表に関する法令による規定

社会福祉法や同法施行規則（厚生労働省令）では、次のように規定しています。  
なお、法令の規定文は、要約して記載したものもあります。

### 社会福祉法

#### （所轄庁への届出）

第 59 条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

(1) 第 45 条の 32 第 1 項に規定する計算書類等

その内容 → 計算書類（貸借対照表、収支計算書）、事業報告、附属明細書、監査報告

(2) 第 45 条の 34 第 2 項に規定する財産目録等

→ 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、事業の概要（現況報告書）

（注 1）「定款の変更」は、この条ではなく、法第 45 条の 36 第 2 項、第 4 項および法第 59 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、変更があった都度、市へ届出または認可申請をし、公表しなければなりません。

（注 2）「報酬等の支給の基準を記載した書類」については、上記のように毎会計年度終了後 3 月以内に届出するものです。変更した場合は、市への届出は不要ですが、法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、遅滞なく公表しなければなりません。

### 施行規則

施行規則第 9 条で規定する「届出」の方法…次のいずれかによる届出

第 9 条 法第 59 条の規定による計算書類及び財産目録等の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 「書面」による。
- (2) 「電磁的方法」による。
- (3) 「WAM ネット」による。

### 社会福祉法

#### （情報の公開等）

第 59 条の 2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところ（規則第 10 条）により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 第 31 条第 1 項若しくは第 45 条の 36 第 2 項の認可を受けたとき、又は同条

第4項の規定による届出をしたとき。

→ 法人を設立申請の際の定款、定款変更の認可申請で認可されたときや定款変更の届出をしたとき。 → その定款の内容

(2) 第45条の35第2項の承認を受けたとき。

→ 報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

→ 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

(3) 前条(第59条)の規定による届出をしたとき。

同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容  
(第2項以下略)

### 施行規則

規則第10条で規定する「公表」の方法

第10条 法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人が前条第3号(規則第9条第3号) …

WAMネット…に規定する方法による届出を行い、行政機関等(WAMネットを含む。)が当該届出により記録された届出書類等の内容の公表を行うときは、当該法人が前項に規定する方法(インターネットによる公表)による公表を行ったものとみなす。

→ しかし、WAMネットで届出していないもの(①定款、②住所を含めた役員名簿等、③報酬等の支給基準)がありますが、これらは、それぞれ、市への届出等と公表の義務の有無が異なります。まとめると、

	市への届出等(届出又は申請)	ホームページでの公表
定款	変更があったとき(届出又は申請)	変更があったとき、その都度
役員等名簿	毎会計年度終了後3月以内に届出	毎会計年度終了後3月以内
報酬等支給基準	毎会計年度終了後3月以内に届出	左記および変更があったとき、その都度

3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。

(1) 法第45条の27第2項に規定する計算書類

→ 貸借対照表、収支計算書

(2) 法第45条の34第1項第2号に規定する役員名簿及び同項第4号に規定する書類

→ 役員名簿(住所は非公表可)、現況報告書の類

\*財産目録については、公表までの義務はない。

【参考】

- 1 ㊟とは、WAMネットの電子開示システムをいいます。
- 2 HPとは、各法人のホームページをいいます。
- 3 電子ファイル（電子F）とは、パソコン等で作成した電磁的記録をいいます。
- 4 公表方法は、電子開示システムだけでも可能なものもありますが、できる限り法人のホームページにもあわせての掲載をお願いします。
- 5 備置き・閲覧についても電子開示システムや電子ファイルに限らず、書類での対応もご検討ください（以下「書類等」という。）。
- 6 ○は、公表の義務があるもので、×は、公表や届出等の義務がないものです。

「-」は、該当なしです。

		市への届出又は申請		公 表		公 表 方 法	備置き 閲 覧	留 意 点	
		毎年6月 末まで	変更があっ た場合	毎年6月 末まで	変更があっ た場合				
計算 書類 等	計算書類	㊟	×	○	×	HP ㊟	書類等	貸借対照表、収支 計算書	
	計算書類の附 属明細書	電子F	×	×	×	-	書類等		
	事業報告	電子F	×	×	×	-	書類等		
	事業報告の附 属明細書	電子F	×	×	×	-	書類等		
	監査報告	電子F	×	×	×	-	書類等		
財 産 目 録 等	財産目録	㊟	×	×	×	-	書類等		
	役員等名簿（役 員等の氏名及び住 所を記載した名簿）	電子F	×	○	×	HP	書類等	公表時や閲覧時 は住所非公表可。 役員等には、評議 員も含まれます。	
	報酬等の支給 の基準を記載 した書類（役員等 報酬等支給基準）	電子F	×	○	○	HP	書類等	常に最新のもの を公表。前年度 の支給総額等 は、WAMネット で公表	
	事業の 概要等	現 況 報 告 書	㊟	×	○	×	㊟	書類等	
		事 業 計 画 書	電子F	×	×	×	-	書類等	定款で規定のある 法人のみ対象 です。
	社会福 祉充実 残額算 定シー ト	㊟	×	×	×	-	書類等		
		市への届出又は申請		公 表		公 表	備置き	留 意 点	

	毎年6月 末まで	変更があっ た場合	毎年6月 末まで	変更があっ た場合	方 法	閲 覧	
社会福祉充実計画	☺	書類等  (申請又 は届出)	○	○	HP  ☺	書類等	局長通知で「公表」を規定。常に最新のを公表。なお、実績についての公表は努力義務です。
定款	×	書類等  (申請又 は届出)	×	○	HP	書類等	常に最新のを公表